

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部改正について（案）」の概要

令和7年10月
食品衛生基準審査課

1 趣旨

- 内閣総理大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定により、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料についての規格又は製造方法の基準（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。規格基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において示されている。
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号。以下「用途別告示」という。）によって、これまで用途別に定められていた規格基準について、規格基準告示からその一部を削除するとともに、意図せず混入する物質等への適切なリスク管理措置の強化を目的として、個別規格のない合成樹脂における一般規格として新たに総溶出物規格を導入する等の改正を行った。また、一部の試験法は、規格基準告示から「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和7年5月30日付け消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）へ移行するとともに、規格基準告示に残る試験法についても溶出試験における試験溶液の調整法等の見直しが行われた。これらの改正について、用途別告示の附則において2年間の経過措置が設けられた。
- 用途別告示に関して、地方衛生研究所全国協議会を通じて、各地方衛生研究所に対してアンケートにより意見聴取を実施したところ、86機関中67機関から回答が得られ、経過措置期間については試験法の性能評価を実施することを考慮すると2年間では不十分であるとの機関もあり、必要な期間としては最長で5年程度が適切とする意見があった。
- 加えて、用途別告示の施行前から販売等している器具・容器包装について、改正後の試験法により再試験を実施することの負担が大きい点について事業者から意見を受けており、経過措置の対象として、経過措置期間前に販売等されていたもののみではなく、これと同様のものを追加することとしたい。
- 以上の意見を踏まえ、用途別告示の経過措置期間については、2年間から5年間に延長すること等について、令和7年9月29日に開催された食品衛生基準審議会器具・容器包装部会に報告し了承された。本件はこれについて意見募集を行うもの。

2 改正内容

用途別告示の附則について、以下のとおり改正する。

新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 令和 <u>十二年</u> 六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている <u>器具又は容器包装及びこれと同様のもの</u> については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	附 則 （経過措置） 第二条 令和 <u>九年</u> 六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている <u>器具又は容器包装</u> については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 根拠法令

食品衛生法第18条第1項

4 告示日及び施行期日

告示日：令和7年度中

施行期日：告示日